

学 則 等 目 次

1. 京都大学通則改正案及び新旧対照表	1
2. 京都大学学位規程改正案及び新旧対照表	33
3. 京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程改正案及び新旧対照表	45
4. 京都大学大学院医学研究科規程改正案及び新旧対照表	49

京都大学通則（案）

昭和28年4月7日

達示第3号制定

第1章 学年

第1条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第3条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 6月18日

夏季休業 8月6日から9月30日まで

冬季休業 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、夏季休業及び冬季休業の期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、定期休業日に授業を行うことができる。

4 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が別に定める。

第2章 学部

第3条の2 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第1に掲げるとおりとする。

第3条の3 前条の学部においては、当該学部の定めるところにより、学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第4条 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該学部の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該学部の定めるところによる。

第5条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 中等教育学校を卒業した者

(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(4) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

(5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科

学大臣の指定したもの

- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (10) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に2年以上在学した者であって、本学において、本学が教育研究を行っている学問分野における傑出した能力を有すると認めたもの
- (11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 前項第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該学部の定めるところによる。

第6条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該学部の定めるところによる。

第7条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可することがある。

- (1) 一の学部を卒業した者が、他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。
- (2) 中途退学をした者が同一学部に入學を志望するとき。
- (3) 他の大学の学部を卒業した者

2 前項に規定するもののほか、編入学については、当該学部の定めるところによる。

第8条 本学の他学部へ転学を志望し、又は他大学から本学へ転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該学部の定めるところにより許可することがある。

第9条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を学部長あてに提出しなければならない。

第10条 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）第2条に定めるものをいう。以下同じ。）は、検定料の納付を要しない。

3 受理した検定料は、返還しない。ただし、京都大学における学生納付金に関する規程（平成16年達示第63号。第67条において「学納金規程」という。）に定めるものについては、この限りでない。

第11条 入学志望者には、健康診断を行う。

第12条 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 入学料を納めない者には、入学を許可しない。ただし、次項の規定による手続をとつた者については、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号。以下「免除等規程」という。）による。

4 前項の規定による手続をとつた者が入学料全額の免除若しくは入学料の徴収猶予をされなかつた場合又は入学料の徴収猶予をされた場合において、免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないときは、学生の身分を失う。

5 第1項の規定にかかわらず、第37条第1項第9号、第3項第7号又は第53条の3第9号の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部にも再入学するときは、入学料の納付を要しない。

6 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、入学料の納付を要しない。

7 受理した入学料は、返還しない。ただし、所定の入学手続期間内に入学を辞退し、かつ、申し出た者については、この限りでない。

第13条 入学を許可された者は、本学の定めた方式によつて宣誓を行うものとする。

第14条 除籍された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第15条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第16条 科目の区分は、開講対象による区分として全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容による区分として教養科目及び専門科目とする。

第17条 科目の単位数の計算の基準については、別に定める。

第18条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。

2 前項の場合において、学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第18条の2 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第19条 学生は、他学部の科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

第20条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学又は短期大学

と協議のうえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。

- 2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 3 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。
- 4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該学部の定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第21条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第5項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第22条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における科目の学修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条第5項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第1項の規定により与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位（大学の学生として修得した単位及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の

2分の1を超えることができない。

第23条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部が定める特別な課程を履修する医学部学生が、第37条第3項第7号の規定により、医学研究科に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

3 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対しては、学部長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

4 休学は、通算4年を超えることができない。ただし、第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。

5 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出なければならない。

6 休学期間は、在学年に算入しない。

第24条 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て、総長の許可を受けなければならない。

第25条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。

(1) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者

(2) 授業料納付の義務を怠る者

第26条 試験は、当該学部の定めるところにより行う。

第27条 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学士試験に合格することとする。

第27条の2 学部においては、学生に対して、前条の学士試験及び学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第28条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第2期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに納めるものとする。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある者については、別に定める免除等規程による。

3 第1項本文の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、授業料の納付を要しない。

4 受理した授業料は、返還しない。ただし、受理した授業料のうち、免除等規程第2条第1項、第3項、第4項又は第5項の規定により免除した授業料は、返還する。

第29条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第30条 停学を命ぜられた者は、その期間中であつても授業料を納付しなければならない。

第31条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第32条 学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の必要がない学生についても、当該学生の所属する学部長が必要と認めるときは、当該学部長が、嚴重注意その他の教育的措置を行うことができる。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第33条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 譴責

(2) 停学

(3) 放学

第34条 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

第3章 大学院

第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

第35条の2 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第36条 研究科（総合生存学館、地球環境学舎及び経営管理教育部を含む。以下同じ。）に博士課程を置く。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻並びに薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 博士課程（前項ただし書の博士課程を除く。）は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。

4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻の博士課程は、前期2年の課程とし、医学研究科社会健康医学系専攻、地球環境学舎地球環境学専攻及び経営管理教育部経営科学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。

5 第3項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館の博士課程は、課程の区分を設けない。

6 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

7 学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修（第49条第2項、第50条第6項及び第53条の12第3項において「長期履修」という。）を許可することがある。

第36条の2 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当

該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる専攻（以下「国際連携専攻」という。）の入学時期は、本学と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）との間において共同で単一の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定において、別に定める。

3-2 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。

第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者
- (2) 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者
 - (5) 国際連合大学（国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項の規定によるものをいう。次号において同じ。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者であつて、本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 医学研究科及び薬学研究科の博士課程（第36条第2項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が6年であるものに限る。）を修了した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が6年であるものに限る。）に4年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めたる者

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者で、24歳に達したものの

4 第1項第9号及び第10号並びに第2項第6号及び第8号並びに前項第7号及び第8号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該研究科の定めるところによる。

第38条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該研究科の定めるところによる。

第39条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。

(1) 第37条第2項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程（総合生存学館を除く。）における博士後期課程の第1年次に相当する年次に入学を志望するとき。

(2) 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。

第40条 本学大学院の他研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）を志望し、又は他大学大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。

2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。

第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第42条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。

第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。

3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる者は、検定料の納付を要しない。

(1) 本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定であつて、相互に正規学生を受け入れ、その数並びに検定料、入学金及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに基づき受け入れる者

(2) 本学と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）との間において共同で単一の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定において検定料の納付を要しないこととする者

第42条の3 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号又は第4号の推薦により、前項の期間までにその採用が決定している者は、入学料の納付を要しない。

3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる者は、入学料の納付を要しない。

(1) 本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定であって、相互に正規学生を受け入れ、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに基づき受け入れる者

(2) 本学と連携外国大学院との間において共同で単一の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定において入学料の納付を要しないこととする者

第42条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第43条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科において必要と認めるときは、学部若しくは他の研究科等（研究科又は公共政策教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第43条の2 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第43条の3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

第44条 学生は、他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。

第45条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、

学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することができる。

4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、10単位を超えない範囲で、本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第46条 学生で、他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第1項又は第2項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することができる。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第47条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。

第48条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。

第49条 修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき30単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に1年以上の在学をもつて足りるものとすることができる。

2 在学年限は、4年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。

第50条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に5年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

3 前2項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めるときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。

4 医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

5 第1項、第2項及び前項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（第39条第1号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における2年以内の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあつては3年以上の在学をもつて足りるものとするができる。

6 在学年限は、博士後期課程及び医学研究科の博士課程（京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻に限る。）においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、医学研究科の博士課程（京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻を除く。）及び薬学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。

第50条の2 研究科においては、学生に対して、第49条第1項並びに前条第1項、第2項及び第4項の論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第51条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日に納めなければならない。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、授業料の納付を要しない。

(1) 本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定であって、相互に正規学生を受け入れ、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに基づき受け入れる者

(2) 本学と連携外国大学院との間において共同で単一の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定において授業料の納付を要しないこととする者

第52条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第3章の2 専門職大学院

第53条の2 第36条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。

2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に関し、これを法科大学院とする。

3 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認めるときは、医学研究科又は経営管理教育部の定めるところにより、1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

5 専門職大学院である法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

6 前項の研究科及び教育部においては、当該研究科又は教育部の定めるところにより、研究科若しくは教育部又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項第9号及び第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部（以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。）の定めるところによる。

第53条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

第53条の5 科目及び授業は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科又は教育部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学部又は他の研究科等の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができる。

第53条の6 学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得す

べき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。

第53条の7 学生は、他の研究科等の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科又は教育部及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第53条の8 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

3 前項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することができる。

4 前3項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科又は教育部の定めるところにより、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、法学研究科にあつては30単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院（以下「専門職大学院等」という。）における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとし、法学研究科にあつては30単位（前条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第53条の10 休学は、通算3年を超えることができない。

第53条の11 試験は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第53条の12 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の修了の要件は、同課程に2年（第53条の2第3項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする場合にあつては、当該期間）以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。この場合において、単位の修得以外の教育課程の履修を課すときは、当該履修の方法及びその学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ学生に対し明示するものとする。

2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に3年以上在学し、法学研究科が定める93単位以上を修得することとする。

3 在学年限は、4年（法科大学院にあつては6年）を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。ただし、第53条の6第2項の規定により当該研究科又は教育部において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。

第53条の13 第53条の9第1項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第53条の2第3項ただし書の規定により1年以上2年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該1年以上2年未満の期間から1年を減じた期間を超えることができない。

第53条の14 第53条の12第2項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下本条において「法学既修者」という。）に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第53条の8第4項及び第

53条の9第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第53条の8第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条第7項、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する（法科大学院にあつては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。）。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条第7項、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理研究部にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

第3章の3 国際連携教育課程に関する特例

第53条の16 ~~別表第3に掲げる専攻（以下「国際連携専攻」という。）に入学することができる者は、当該専攻の課程に応じ、第37条に定める当該課程の入学第1項各号の一に該当する資格を有し、かつ連携外国大学院の入学資格を有する者とする。~~

第53条の17 国際連携専攻の教育課程の編成に当たっては、連携外国大学院が開設する科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。

第53条の18 国際連携専攻の教育課程の編成に当たっては、連携外国大学院と共同して科目を開設することができる。

2 国際連携専攻の学生が、当該国際連携専攻における前項の科目（以下この項において「共同開設科目」という。）の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で、本学又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第53条の20第1項及び第2項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

第53条の19 国際連携専攻の学生が連携外国大学院において履修した当該国際連携教育課程に係る科目について修得した単位は、当該国際連携教育課程に係る科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻の学生が連携外国大学院において受けた当該国際連携教育課程に係る研究指導は、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

第53条の20 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第49条に定めるもののほか、本学において当該国際連携教育課程に係る科目の履修により15単位以上を修得するとともに、連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る科目の履修により10単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件は、第50条に定めるもののほか、本学において当該国際連携教育課程に係る科目の履修により15単位以上を修得するとともに、連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る科目の履修により10単位以上を修得することとする。

3-2 前2項の規定により本学及び連携外国大学院において国際連携教育課程に係る科目の履修により修得する単位数には、第45条第5項、第46条の2第1項又は前条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位及び修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第46条の2第1項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

第53条の21 連携外国大学院の置かれる国の状況（天災、騒乱等）により、国際連携専攻の維持が困難となった場合は、学生を保護し適切な修学環境を維持するため、必要な措置を講ずるものとする。

第53条の22 第53条の16から前条までに定めるもののほか、国際連携教育課程の編成及び実施においては、当該連携外国大学院の置かれる国の基準等を満たすものとする。

2 前項のほか、国際連携教育課程の編成及び実施については、本学と当該連携外国大学院との間において共同で単一の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定の定めるところによるものとする。

第4章 学位

第54条 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。

第55条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第49条第1項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第55条の2 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者には、修士（専門職）の学位を授与する。

2 法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

第57条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。

第58条 この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等

第59条 外国人で第5条及び第37条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。

2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより学位を授与する。

第60条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部又は研究科等の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、修了証書を授与する。

第61条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、1又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は研究科等の定めるところにより試験のう え、単位を与えることができる。

第62条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。

第63条 他の大学若しくは外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

3 「大学院教育における大学間学生交流に関する協定書」（平成19年12月25日発効）に

基づき、大学院において研究指導を受け、又は聴講を志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別交流学生として入学を許可することがある。

4 特別聴講学生又は特別交流学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。

第63条の2 第61条、第62条並びに前条第1項及び第4項（特別聴講学生に限る。）の規定は、国際高等教育院の場合に準用する。この場合において、第61条第1項、第62条第1項及び前条第1項中「学部又は大学院」とあるのは「国際高等教育院」と、第61条第1項及び第2項、第62条第1項並びに前条第1項中「当該学部又は研究科等」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。

第64条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。

3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、特別交流学生並びに次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。

(1) 国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協議に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。）の学生又は大学院の学生

(2) 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間相互単位互換協定（相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生

(3) 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定（相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(4) 本学と外国の大学との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる外国の大学の学生

4 前3項の規定にかかわらず、文部科学省科学技術振興調整費新興分野人材養成プログラムに基づく科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は、その納付を要しない。

5 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

6 入学料又は授業料を納めないときは、入学又は聴講若しくは研究指導を受けることを許可し

ない。

第65条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第5項及び第7項、第13条、第14条、第18条ないし第26条、第28条第1項、第2項及び第4項、第29条ないし第34条の規定は、学部の外国学生に準用する。

2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第7項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。

3 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。

4 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条、第40条、第41条、第44条第1項、第48条、第53条後段の規定は、大学院の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。

5 第24条、第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の特別聴講学生に準用する。

6 第24条、第30条ないし第33条、第48条の規定は、大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。

7 第24条、第31条ないし第33条、第48条の規定は、特別交流学生に準用する。

8 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は国際高等教育院の科目等履修生及び聴講生に、第24条、第26条、第30条ないし第33条の規定は国際高等教育院の特別聴講学生に準用する。この場合において、第19条中「所属学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第25条中「学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第26条中「当該学部」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。

第66条 この章及び別に定めるもののほか、特定の学部又は研究科等において特定の方法により学修を志望する者については、当該学部又は研究科等の定めるところによる。

第6章 授業料等の額

第67条 第10条第1項及び第42条の2第1項の検定料並びに第12条第1項及び第42条の3第1項の入学料の額並びに第28条第1項及び第51条第1項の授業料の年額並びに第64条第1項の検定料、同条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の額は、それぞれ学納金規程の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

2 昭和24年3月31日以前の入学者については、第23条の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

- 3 昭和27年3月31日以前の入学者については、第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 従前の規定による大学院は、従前の規定による大学の卒業者に限り、入学の資格あるものとする。
- 5 従前の規定による大学院学生は、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和24年8月5日達示第13号制定の京都大学通則は、廃止する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	120	480
文学部	人文学科	220	880
教育学部	教育科学科	60(10)	260
法学部		330(10)	1,340
経済学部	経済経営学科	240(20)	1,000
理学部	理学科	311	1,244
医学部	医学科	107	642
	人間健康科学科	100(17)	520
	計	207(17)	1,162
薬学部	薬科学科	50	200
	薬学科	30	180
	計	80	380
工学部	地球工学科	185	740
	建築学科	80	320
	物理工学科	235	940
	電気電子工学科	130	520
	情報学科	90	360
	工業化学科	235	940
	計	955	3,820
農学部	資源生物科学科	94	376
	応用生命科学科	47	188
	地域環境工学科	37	148
	食料・環境経済学科	32	128
	森林科学科	57	228
	食品生物科学科	33	132
	計	300	1,200
総計		2,823(57)	11,766

（備考） 入学定員の（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

1 大学院（第35条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収 容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	33	69	18	54	—	—	385
	思想文化学専攻	20	42	11	33	—	—	
	歴史文化学専攻	20	42	11	33	—	—	
	行動文化学専攻	18	38	10	30	—	—	
	現代文化学専攻	9	19	5	15	—	—	
	京都大学・ハイデル ベルク大学国際連携 文化越境専攻	10	10	—	—	—	—	
	計	110	220	55	165	—	—	
教育学研究科	教育学環専攻	42	42	25	25	—	—	159
	教育科学専攻	—	28	—	28	—	—	
	臨床教育学専攻	—	14	—	22	—	—	
	計	42	84	25	75	—	—	
法学研究科	法政理論専攻	21	42	24	72	—	—	114
経済学研究科	経済学専攻	44	88	44	132	—	—	220
理学研究科	数学・数理解析専攻	52	104	20	60	—	—	1,134
	物理学・宇宙物理学 専攻	81	162	48	144	—	—	
	地球惑星科学専攻	50	100	25	75	—	—	
	化学専攻	61	122	32	96	—	—	
	生物科学専攻	74	148	41	123	—	—	
	計	318	636	166	498	—	—	
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	166	676	944
	医科学専攻	20	40	15	45	—	—	
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	
	人間健康科学系専攻	49	98	15	45	—	—	
	京都大学・マギル大 学ゲノム医学国際連	—	—	—	—	4	4	
	計	—	—	—	—	170	720	

	携専攻							
	計	69	138	42	126	170	680	
薬学研究科	薬科学専攻	50	100	22	66	—	—	275
	薬学専攻	—	—	—	—	15	60	
	医薬創成情報科学専攻	14	28	7	21	—	—	
	計	64	128	29	87	15	60	
工学研究科	社会基盤工学専攻	58	116	17	46	—	—	1,967
	都市社会工学専攻	57	114	17	46	—	—	
	都市環境工学専攻	36	72	10	30	—	—	
	建築学専攻	75	150	22	68	—	—	
	機械理工学専攻	59	118	16	50	—	—	
	マイクロエンジニアリング専攻	30	60	7	22	—	—	
	航空宇宙工学専攻	24	48	7	22	—	—	
	原子核工学専攻	23	46	9	27	—	—	
	材料工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電気工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電子工学専攻	35	70	10	30	—	—	
	材料化学専攻	29	58	9	27	—	—	
	物質エネルギー化学専攻	39	78	11	33	—	—	
	分子工学専攻	35	70	10	32	—	—	
	高分子化学専攻	46	92	15	45	—	—	
	合成・生物化学専攻	32	64	10	30	—	—	
	化学工学専攻	34	68	7	23	—	—	
	計	688	1,376	197	591	—	—	
	農学研究科	農学専攻	33	66	8	24	—	
森林科学専攻		48	96	17	51	—	—	
応用生命科学専攻		63	126	17	51	—	—	
応用生物科学専攻		52	104	17	51	—	—	
地域環境科学専攻		50	100	15	45	—	—	

	生物資源経済学専攻	24	48	8	24	—	—	
	食品生物科学専攻	33	66	8	24	—	—	
	計	303	606	90	270	—	—	
人間・環境学 研究科	共生人間学専攻	69	138	28	84	—	—	532
	共生文明学専攻	57	114	25	75	—	—	
	相関環境学専攻	38	76	15	45	—	—	
	計	164	328	68	204	—	—	
エネルギー科 学研究科	エネルギー社会・環 境科学専攻	29	58	12	36	—	—	365
	エネルギー基礎科学 専攻	42	84	12	36	—	—	
	エネルギー変換科学 専攻	25	50	4	12	—	—	
	エネルギー応用科学 専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	130	260	35	105	—	—	
アジア・ア フリカ地域研究 研究科	東南アジア地域研究 専攻	—	—	—	—	10	50	150
	アフリカ地域研究専 攻	—	—	—	—	12	60	
	グローバル地域研究 専攻	—	—	—	—	8	40	
	計	—	—	—	—	30	150	
情報学研究科	知能情報学専攻	37	74	15	45	—	—	558
	社会情報学専攻	36	72	14	42	—	—	
	先端数理科学専攻	20	40	6	18	—	—	
	数理工学専攻	22	44	6	18	—	—	
	システム科学専攻	32	64	8	24	—	—	
	通信情報システム専 攻	42	84	11	33	—	—	
	計	189	378	60	180	—	—	
生命科学研究	統合生命科学専攻	40	80	19	57	—	—	249

科	高次生命科学専攻	35	70	14	42	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
総合生存学館	総合生存学専攻	—	—	—	—	20	100	100
地球環境学舎	地球環境学専攻	—	—	13	39	—	—	148
	環境マネジメント専攻	44	88	7	21	—	—	
	計	44	88	20	60	—	—	
経営管理教育部	経営科学専攻	—	—	7	21	—	—	21
総計		2,261	4,522	895	2,685	235	990	8,197

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	480	480
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	80	160	160
総計		314	788	788

別表第3 国際連携専攻（第36条の2第2項第5-3条の1-6関係）

研究科名	専攻名
文学研究科	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻
医学研究科	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻

京都大学通則の一部改正について

改正理由：京都大学大学院医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の設置に伴い、学生定員及び国際連携教育課程である博士課程の修了の要件を定めるとともに、入学の時期にかかる規定を改めるため、所要の改正を行うもの。

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。	第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、 <u>別表第2</u> に掲げるとおりとする。
第35条の2 (略)	第35条の2
第36条 研究科（総合生存学館、地球環境学舎及び経営管理教育部を含む。以下同じ。）に博士課程を置く。	第36条
2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。	2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、 <u>医学研究科医学専攻及び京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻並びに薬学研究科薬学専攻</u> の博士課程の標準修業年限は、4年とする。
3 博士課程（前項ただし書の博士課程を除く。）は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。	3
4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻の博士課程は、前期2年の課程とし、医学研究科社会健康医学系専攻、地球環境学舎地球環境学専攻及び経営管理教育部経営科学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。	4
5 第3項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館の博士課程は、課程の区分を設けない。	5
6 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。	6
7 学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修（第49条第2項、第50条第6項	7

(同 左)

(同 左)

<p>及び第53条の12第3項において「長期履修」という。)を許可することがある。</p> <p>第36条の2 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。</p> <p>2 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。 (中 略)</p> <p>第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる者は、検定料の納付を要しない。</p> <p>(1) 本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定であつて、相互に正規学生を受け入れ、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに基づき受け入れる者</p> <p>(2) 本学と<u>連携して教育研究を実施する外国の大学院</u> (以下「<u>連携外国大学院</u>」という。)との間において共同で単一の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定において検定料の納付を要しないこととする者 (中 略)</p> <p>第50条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究</p>	<p>第36条の2 (同 左)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる専攻(以下「国際連携専攻」という。)の入学時期は、本学と連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)との間において共同で単一の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定において、別に定める。</u></p> <p>3 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>第42条の2 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる者は、検定料の納付を要しない。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 本学と<u>連携外国大学院</u>との間において共同で単一の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定において検定料の納付を要しないこととする者</p> <p>第50条 (同 左)</p>
---	---

<p>科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に5年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めるときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。</p> <p>4 医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（第39条第1号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における2年以内の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあつては3年以上の在学をもつて足りるものとする。</p> <p>6 在学年限は、博士後期課程においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。</p>	<p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>(同 左)</p> <p>6 在学年限は、<u>博士後期課程及び医学研究科の博士課程（京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻に限る。）</u>においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、<u>医学研究科の博士課程（京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻を除く。）</u>及び薬学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。</p>
---	--

(中 略)

第3章の3 国際連携教育課程に関する特例

第53条の16 別表第3に掲げる専攻 (以下「国際連携専攻」という。) に入学することができる者は、第37条第1項各号の一に該当する資格を有し、かつ連携して教育研究を実施する外国の大学院 (以下「連携外国大学院」という。) の入学資格を有する者とする。

(中 略)

第53条の18 国際連携専攻の教育課程の編成に当たっては、連携外国大学院と共同して科目を開設することができる。

2 国際連携専攻の学生が、当該国際連携専攻における前項の科目 (以下この項において「共同開設科目」という。) の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で、本学又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第53条の20第1項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(中 略)

第53条の20 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第49条に定めるもののほか、本学において当該国際連携教育課程に係る科目の履修により15単位以上を修得するとともに、連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る科目の履修により10単位以上を修得することとする。

第3章の3 国際連携教育課程に関する特例

第53条の16 国際連携専攻に入学することができる者は、当該専攻の課程に応じ、第37条に定める当該課程の入学資格を有し、かつ連携して教育研究を実施する外国の大学院 (以下「連携外国大学院」という。) の入学資格を有する者とする。

第53条の18 (同 左)

2 国際連携専攻の学生が、当該国際連携専攻における前項の科目 (以下この項において「共同開設科目」という。) の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で、本学又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第53条の20第1項及び第2項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

第53条の20 (同 左)

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件は、第50条に定めるもののほか、本学において当該国際連携教育課程に係る科目の履修により15単位以上を修得するとともに、連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る科目の履修により10単位以上を修得することとする。

<p>2 前項の規定により本学及び連携外国大学院において国際連携教育課程に係る科目の履修により修得する単位数には、第45条第5項、第46条の2第1項又は前条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位及び修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>3 前2項の規定により本学及び連携外国大学院において国際連携教育課程に係る科目の履修により修得する単位数には、第45条第5項、第46条の2第1項又は前条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位及び修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>
--	---

○別表第2の医学研究科の欄に、京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻を加え、既存の医学専攻（博士課程）の入学定員及び収容定員を改める。

1 大学院（第35条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	166	676	944
	医科学専攻	20	40	15	45	—	—	
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	
	人間健康科学系専攻	49	98	15	45	—	—	
	京都大学・マギル大学	—	—	—	—	4	4	
	ゲノム医学国際連携専攻	—	—	—	—	—	—	
	計	69	138	42	126	170	680	

○別表第3に、京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻を加える。

別表第3 国際連携専攻（第36条の2第2項第53条の16関係）

研究科名	専攻名
文学研究科	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻
医学研究科	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻

京都大学学位規程（案）

昭和33年1月28日

達示第1号制定

第1条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

総合人間学部 総合人間学

文学部 文学

教育学部 教育学

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部 医学

人間健康科学

薬学部 薬科学

薬学

工学部 工学

農学部 農学

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 文学

教育学研究科 教育学

法学研究科 法学

経済学研究科 経済学

理学研究科 理学

医学研究科 医科学

人間健康科学

薬学研究科 薬科学

薬学

工学研究科 工学

農学研究科 農学

人間・環境学研究科 人間・環境学

エネルギー科学研究科 エネルギー科学

アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究

情報学研究科 情報学
生命科学研究科 生命科学
総合生存学館 総合学術
地球環境学舎 地球環境学

4 博士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 文学
教育学研究科 教育学
法学研究科 法学
経済学研究科 経済学
理学研究科 理学
医学研究科 医学
医科学
社会健康医学
人間健康科学
ゲノム医学
薬学研究科 薬科学
薬学
工学研究科 工学
農学研究科 農学
人間・環境学研究科 人間・環境学
エネルギー科学研究科 エネルギー科学
アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究
情報学研究科 情報学
生命科学研究科 生命科学
総合生存学館 総合学術
地球環境学舎 地球環境学
経営管理教育部 経営科学

5 修士（専門職）の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

医学研究科 社会健康医学
公共政策教育部 公共政策
経営管理教育部 経営学

6 別表第2に定める学位プログラムを履修する者のうち、当該学位プログラムが実施する博士

論文研究基礎力審査に合格した者に修士の学位を授与するに当たっては、第3項の規定にかかわらず、専攻分野の名称として総合学術を付記し、又は同項の規定による専攻分野の名称を付記し、及び学位記に当該博士論文研究基礎力審査に合格したことを記すことができる。

7 別表第2に定める学位プログラムを修了した者に博士の学位を授与するに当たっては、第4項の規定にかかわらず、専攻分野の名称として総合学術を付記し、又は同項の規定による専攻分野の名称を付記し、及び学位記に当該学位プログラムを修了したことを記す。

第2条 本学大学院の課程（京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）第53条の2の専門職学位課程を除く。）の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、更に履歴書を添えなければならない。

2 通則第55条第2項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に修士論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。

第3条 前条によらないで博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料を添えて、総長に提出するものとする。

2 前項の学位論文審査手数料の額は、京都大学における学生納付金に関する規程（平成16年達示第63号）第7条に定める額とする。

3 受理した学位論文審査手数料は、返還しない。

第4条 第2条の学位論文審査願及び前条の学位申請書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議（総合生存学館にあつては学館会議、地球環境学舎にあつては学舎会議をいう。以下同じ。）に付託するものとする。

第5条 学位論文（修士論文又は博士論文）は1編とする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。

2 審査のため必要があるときは、教授会又は研究科会議は、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

第6条 教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員3名を選定して、論文についての調査及び試験（以下この条において「論文の調査等」という。）を行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、2名以内の限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、当該研究科以外の教員は、1名以内に限るものとする。

3 教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、第1項の委員を増し、又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めるときは、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、研究所等の教員等に委嘱することができる。

4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項に定める調査委員のほかに、他の大学の大学院、研究所等の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、国際連携教育課程（通則第53条の17に定めるものをいう。以下同じ。）である大学院の課程の修了による学位の授与（以下「国際連携教育課程の学位の授与」という。）においては、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、調査委員の人数を定めることができる。

第7条 第3条の規定により学位を申請した者については、別に、必要な学識の確認のため、試問を行う。

2 試問の方法は、当該研究科の定めるところによる。

第8条 調査委員は、論文の調査及び試験並びに試問が終わつたときは、学位論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を教授会又は研究科会議に文書をもつて報告するものとする。ただし、修士論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨は、省略することができる。

第9条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位授与の議決は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の学位授与の議決には、当該研究科の定めるところにより、准教授を加えることができる。この場合における学位授与の議決は、前項の教授及び当該准教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。

第10条 教授会又は研究科会議において、学位を授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文及び論文内容の要旨にその審査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を添えて総長に上申しなければならない。ただし、修士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）の学位授与に係るものは、別に定める必要事項を記載した資格者の名簿による。

2 教授会又は研究科会議において博士の学位を授与できないものと議決したときは、その旨を報告するものとする。

第11条 修士論文の審査及び試験は、在学期間中に終わるものとする。

2 博士論文の審査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後1年以内に終わるものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めるときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。

第12条 総長は、修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与できると認められた者に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

第12条の2 国際連携教育課程の学位の授与においては、当該国際連携教育課程を編成する大

学院が連名で行うものとする。

第13条 学位を授与したときは、総長は、学位簿に登録し、博士の学位の授与については、これを文部科学大臣に報告するものとする。

第14条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。

3 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

第15条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該教授会又は研究科会議の議及び教育研究評議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前条の規定に違背したときは、前項の規定によることができる。

3 教授会、研究科会議及び教育研究評議会において、前各項の議決をする場合は、構成員の3分の2以上が出席して、その4分の3以上が同意しなければならない。

第16条 学位記及び学位授与関係書類の様式は、別表第1のとおりとする。

2 国際連携教育課程の学位の授与において、前項の様式により難しい場合は、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、様式を定めるものとする。

第17条 第2条から前条までに定めるもののほか、国際連携教育課程の学位の授与に関し必要な事項は、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、定めるものとする。

附 則

1 この規程は、昭和33年1月28日から施行する。

2 大正10年3月26日達示第11号制定の京都大学学位規程は、廃止する。ただし、従前の規程による学位の授与は、この規程にかかわらず、昭和37年3月31日（医学博士については昭和35年3月31日）までは、なお従前の例による。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

1 学士試験合格者に授与する学位記様式

学 位 記 京都大学○学部にて（○学科を修め）学部所定の学士試験に合格したことを証明する 年 月 日	○第 号 氏 名 京都大学○学部長 ○ ○ ○ ○ 京都大学○学部長の証明を認めて学士（○○）の学位を授与する 京都大学総長 ○ ○ ○ ○
--	--

- 備考 1 法学部及び理学部については、（○学科を修め）を削る。
 2 学士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
 3 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

2 第2条第1項の規定による論文提出者に授与する学位記様式

学 位 記 本学大学院○○学研究科○○専攻の修（博）士課程を修了したので修（博）士（○○）の学位を授与する 年 月 日	○修（博）第 号 氏 名 年 月 日生 京 都 大 学
---	--

- 備考 1 修（博）士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
 2 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

2の2 第1条第6項の規定により、別表第2に定める学位プログラムが実施する博士論文研究基礎力審査に合格したことを記す学位記様式

学 位 記 本学大学院○○学研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する 本学○○が実施する博士論文研究基礎力審査に合格したことを証する 年 月 日	○ 修 第 号 氏 名 年 月 日生 京 都 大 学
--	---

- 備考 1 修士の括弧の○○内は、第1条第3項に定める当該研究科の専攻分野の名称を記入する。
 2 本学に続く○○内は、別表第2に定める学位プログラムの名称を記入する。
 3 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

2の3 第1条第7項の規定により、別表第2に定める学位プログラムを修了したことを記す学位記様式

○ 博 第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学大学院○○学研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する
本学○○を修了したことを証する
年 月 日
京 都 大 学

- 備考 1 博士の括弧の○○内は、第1条第4項に定める専攻分野の名称を記入する。
 2 本学に続く○○内は、別表第2に定める学位プログラムの名称を記入する。
 3 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

3 専門職学位課程修了者に授与する学位記様式

○修（専）（法博（専））第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学大学院○○学研究科○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○修（法務博）士（専門職）の学位を授与する
年 月 日
京 都 大 学

- 備考 1 学位の冒頭の○○は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
 2 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

4 第2条第2項の規定による論文提出者に授与する学位記様式

○ 修第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学大学院○○学研究科○○専攻に於て修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士（○○）の学位を授与する
年 月 日
京 都 大 学

- 備考 1 修士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
 2 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

5 第3条の規定による学位申請者に授与する学位記様式

学 位 記 本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する 年 月 日	論〇 博第 号 氏 名 年 月 日生 京 都 大 学
---	---

- 備考 1 博士の括弧の〇〇内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
 2 右上の〇内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

6 国際連携教育課程である大学院の課程の修了者に授与する学位記様式

京都大学及び〇大学の間で 年 月 日に締結された協定に鑑み、 In accordance with the Memorandum of Agreement of date, year, between Kyoto University and 〇University,	
両大学が以下の者に授与する学位は Award the two universities jointly THE DEGREE of	
修士(〇〇) MASTER of 〇〇〇〇 in 〇〇 To	
氏名 NAME/SURNAME 生年月日 Date of birth 学位授与の大学、日付 Awarded on date,year	
総長サイン Kyoto University President	学長サイン 〇University President
学位番号 Doctoral Degree No	学位番号 Doctoral Degree No

7 学位授与申請関係書類様式

1 第2条の規定による修士論文審査願様式

年 月 日
〇〇学研究科長 殿 〇〇学研究科〇〇専攻修（博）士課程〇〇年入学
氏 名 印
学 位 論 文 審 査 願
このたび修士（〇〇）の学位をうけたく学位論文及び論文目録各1通を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

- 備考 1 修士の括弧の〇〇内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 論文目録様式は6の4による。
3 記名押印は、自筆署名をもってかえることができる。

2 第2条の規定による博士論文審査願様式

年 月 日
〇〇学研究科長 殿 〇〇学研究科〇〇専攻博士後期課程〇〇年入学
氏 名 印
学 位 論 文 審 査 願
このたび博士（〇〇）の学位をうけたく学位論文（主論文1編、参考論文〇編）、論文目録、履歴書各3通を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。

- 備考 1 博士の括弧の〇〇内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 論文目録及び履歴書の様式は、書類様式6の4及び5による。
3 記名押印は、自筆署名をもってかえることができる。

3 第3条の規定による学位申請書様式

年 月 日
京都大学総長 殿
現 住 所 氏 名 印
学 位 申 請 書
このたび博士（〇〇）の学位をうけたく学位論文（主論文1編、参考論文〇編）、論文目録、履歴書各3通及び学位論文審査料金〇〇〇円を添えて申請いたします。

- 備考 1 博士の〇〇内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 記名押印は、自筆署名をもってかえることができる。

4 第2条及び第3条の規定による論文目録様式

論 文 目 録	
主論文	
1 題 目	
2 公表の方法・時期	
3 冊 数	
参考論文	
1	
2	
	年 月 日 学位授与申請者 氏 名

- 備考 1 論文未公表の場合は、公表予定の方法・時期を記載すること。
 2 参考論文が2種以上ある場合は列記すること。
 3 修士学位論文目録は論文題目のみでよい。

5 第2条及び第3条の規定による履歴書様式

		年 月 日
履 歴 書		
本籍地（都道府県名）		
現住所		
（ふりがな）		
氏 名		
	年 月 日生	
学 歴		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
職 歴		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
研 究 歴		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
賞 罰		
年 月 日		

- 備考 1 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について、年次を追って記載すること。
 2 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

別表第2（第1条第6項、第7項関係）

（博士課程教育リーディングプログラム）

プログラム名称
京都大学大学院思修館
グローバル生存学大学院連携プログラム
充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム
デザイン学大学院連携プログラム
霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院

京都大学学位規程の一部改正について

改正理由：京都大学大学院医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の設置に伴い、博士の学位の専攻分野の名称に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 博士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。</p> <p>文学研究科 文学</p> <p>教育学研究科 教育学</p> <p>法学研究科 法学</p> <p>経済学研究科 経済学</p> <p>理学研究科 理学</p> <p>医学研究科 医学</p> <p style="padding-left: 2em;">医科学</p> <p style="padding-left: 2em;">社会健康医学</p> <p style="padding-left: 2em;">人間健康科学</p> <p>薬学研究科 薬科学</p> <p style="padding-left: 2em;">薬学</p> <p>工学研究科 工学</p> <p>農学研究科 農学</p> <p>人間・環境学研究科 人間・環境学</p> <p>エネルギー科学研究科 エネルギー科学</p> <p>アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究</p> <p>情報学研究科 情報学</p> <p>生命科学研究科 生命科学</p> <p>総合生存学館 総合学術</p> <p>地球環境学舎 地球環境学</p> <p>経営管理教育部 経営科学</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第1条 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 博士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。</p> <p>文学研究科 文学</p> <p>教育学研究科 教育学</p> <p>法学研究科 法学</p> <p>経済学研究科 経済学</p> <p>理学研究科 理学</p> <p>医学研究科 医学</p> <p style="padding-left: 2em;">医科学</p> <p style="padding-left: 2em;">社会健康医学</p> <p style="padding-left: 2em;">人間健康科学</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ゲノム医学</u></p> <p>薬学研究科 薬科学</p> <p style="padding-left: 2em;">薬学</p> <p>工学研究科 工学</p> <p>農学研究科 農学</p> <p>人間・環境学研究科 人間・環境学</p> <p>エネルギー科学研究科 エネルギー科学</p> <p>アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究</p> <p>情報学研究科 情報学</p> <p>生命科学研究科 生命科学</p> <p>総合生存学館 総合学術</p> <p>地球環境学舎 地球環境学</p> <p>経営管理教育部 経営科学</p> <p>5～7 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程（案）

平成16年4月1日

達示第12号制定

（趣旨）

第1条 この規程は、京都大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究科長）

第2条 医学研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。
- 4 研究科長は、再任されることができる。ただし、引き続き再任する場合の任期は1年とし、引き続き4年を超えることができない。
- 5 研究科長は、医学研究科の校務をつかさどる。

（副研究科長）

第2条の2 医学研究科に、副研究科長5名以内を置くことができる。

- 2 副研究科長は、医学研究科又は医学部の専任の教授のうちから研究科長が指名する。
- 3 副研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する研究科長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

（教授会）

第3条 医学研究科に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第18条第1項及び第2項に定める事項を審議するため、教授会を置き、医学研究科医学教授会（以下「医学教授会」という。）と称する。

- 2 医学教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、医学教授会が定める。

（研究科会議）

第4条 次の各号に掲げる事項について審議するため、医学研究科会議を置く。

- (1) 医学研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 医学研究科会議の運営に関する事項
- (4) その他医学研究科の教育に関し必要な事項

（専攻、講座及び部門）

第5条 医学研究科の専攻、講座及び部門は、次に掲げるとおりとする。

医学専攻 生体情報科学講座、生体構造医学講座、生体制御医学講座、腫瘍生物学講座、基礎

病態学講座、感染・免疫学講座、法医学講座、内科学講座、皮膚生命科学講座、発生発達医学講座、放射線医学講座、臨床病態解析学講座、外科学講座、侵襲反応制御医学講座、器官外科学講座、感覚運動系外科学講座、分子生体統御学講座、遺伝医学講座、高次脳科学講座、脳病態生理学講座

医科学専攻

社会健康医学系専攻 健康解析学講座、健康管理学講座、健康要因学講座、国際保健学講座
人間健康科学系専攻 基礎看護学講座、臨床看護学講座、家族看護学講座、地域看護学講座、医療検査展開学講座、情報理工医療学講座、理学療法学講座、作業療法学講座、近未来システム・技術創造部門、産官学連携推進部門

京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻

(専攻共通) 先端・国際医学講座

- 2 前項に掲げるもののほか、医学研究科の専攻に協力講座を置くことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、医学研究科の専攻に学外の研究機関との連携に基づく講座（次項において「連携講座」という。）を置くことができる。
- 4 協力講座及び連携講座に関し必要な事項は、医学教授会の議を経て研究科長が定める。

(専攻長)

第6条 前条第1項の専攻に専攻長を置き、当該専攻の専任の教授をもって充てる。

- 2 専攻長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えることができない。
- 3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(附属教育研究施設)

第7条 医学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。

動物実験施設

先天異常標本解析センター

総合解剖センター

脳機能総合研究センター

ゲノム医学センター

医学教育・国際化推進センター

- 2 附属の教育研究施設に長を置き、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。
- 3 附属の教育研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。

(事務組織)

第8条 医学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

（内部組織）

第9条 この規程に定めるもののほか、医学研究科の内部組織については、研究科長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成16年9月30日までとする。
- 3 この規程の施行後最初に任命する総合解剖センター長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成17年1月30日までとする。
- 4 この規程の施行後最初に任命する高次脳機能総合研究センター長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程の一部改正について

改正理由：京都大学大学院医学研究科に京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻を設置するため、
 所要の改正を行うもの。

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(専攻、講座及び部門)</p> <p>第5条 医学研究科の専攻、講座及び部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学専攻 生体情報科学講座、生体構造医学講座、生体制御医学講座、腫瘍生物学講座、基礎病態学講座、感染・免疫学講座、法医学講座、内科学講座、皮膚生命科学講座、発生発達医学講座、放射線医学講座、臨床病態解析学講座、外科学講座、侵襲反応制御医学講座、器官外科学講座、感覚運動系外科学講座、分子生体統御学講座、遺伝医学講座、高次脳科学講座、脳病態生理学講座</p> <p>医科学専攻</p> <p>社会健康医学系専攻 健康解析学講座、健康管理学講座、健康要因学講座、国際保健学講座</p> <p>人間健康科学系専攻 基礎看護学講座、臨床看護学講座、家族看護学講座、地域看護学講座、医療検査展開学講座、情報理工医療学講座、理学療法学講座、作業療法学講座、近未来システム・技術創造部門、産官学連携推進部門</p> <p>(専攻共通) 先端・国際医学講座</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(専攻、講座及び部門)</p> <p>第5条 医学研究科の専攻、講座及び部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学専攻 生体情報科学講座、生体構造医学講座、生体制御医学講座、腫瘍生物学講座、基礎病態学講座、感染・免疫学講座、法医学講座、内科学講座、皮膚生命科学講座、発生発達医学講座、放射線医学講座、臨床病態解析学講座、外科学講座、侵襲反応制御医学講座、器官外科学講座、感覚運動系外科学講座、分子生体統御学講座、遺伝医学講座、高次脳科学講座、脳病態生理学講座</p> <p>医科学専攻</p> <p>社会健康医学系専攻 健康解析学講座、健康管理学講座、健康要因学講座、国際保健学講座</p> <p>人間健康科学系専攻 基礎看護学講座、臨床看護学講座、家族看護学講座、地域看護学講座、医療検査展開学講座、情報理工医療学講座、理学療法学講座、作業療法学講座、近未来システム・技術創造部門、産官学連携推進部門</p> <p><u>京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻</u></p> <p>(専攻共通) 先端・国際医学講座</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

京都大学大学院医学研究科規程（案）

昭和30年7月19日

達示第17号制定

第1 専攻

第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

医学専攻

医科学専攻

社会健康医学系専攻

人間健康科学系専攻

京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻

2 前項の専攻は、博士課程とする。ただし、社会健康医学系専攻の前期2年の課程は、専門職学位課程とする。

第1条の2 京都大学通則（以下「通則」という。）第53条の2第3項ただし書の規定による標準修業年限は、1年とする。

2 前項の規定は、医学研究科会議（以下「研究科会議」という。）が定める資格又は要件を具備する者について、研究科会議が定める教育課程を履修する場合に適用する。

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、研究科会議で定める。

2 通則第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、研究科会議で定める。

第3条 入学候補者の決定は、研究科会議で行う。

第3 転学、転科及び転専攻

第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で、転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、研究科会議で定める。

2 前項の学修に関する事項は、学事要項を作成して、学生に周知させるものとする。

第6条 各学生の指導教員は、研究科会議で定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

第7条 学生は、毎学年の初めに学修する科目を定め、医学研究科長の承認を受けなければならない。

第8条 通則第44条第1項又は第53条の7第1項の規定により他の研究科等の科目を学修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日

までに医学研究科長に願い出なければならない。

2 他の研究科等の科目の学修及び他の研究科において受ける研究指導については、当該研究科等の定めるところによる。

第9条 通則第45条第1項、第2項若しくは第4項又は第53条の8第1項から第3項までの規定により他の大学の大学院の科目を学修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を学修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 前2項の規定による許可の願い出については、前条第1項の規定を準用する。

第10条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程、博士後期課程、博士課程又は専門職学位課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

(1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で学修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部

(2) 第8条第1項の規定により学修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部

(3) 前条第1項又は第2項の規定により学修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部

(4) 通則第46条の2第1項又は第53条の9第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部

2 前項第4号の規定により本研究科（専門職学位課程に限る。）に入学する前に大学院において履修した単位数を専門職学位課程の修了に必要な単位数として認定するときは、通則第53条の13の規定により、研究科会議の議を経て、1年を超えない範囲で専門職学位課程に在学したものとみなすことがある。

第5 試験

第11条 科目の試験の期日及び方法は、研究科会議で定める。

第6 論文等の審査、課程修了の認定等

第12条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第12条の2 通則第53条の12第1項の規定により専門職学位課程の修了の要件として定める教育課程の履修は、専攻科目につき30単位以上修得し、かつ、特定の課題についての研究

の成果を認定されることとする。

2 前項の特定の課題についての研究の成果の審査及び試験は、研究科会議で行う。

第13条 修士課程、博士後期課程、博士課程及び専門職学位課程修了の認定は、研究科会議で行う。

第14条 通則第57条の規定により学位の授与を申請した者の学識の確認は、専攻学術に関する試問のほか、外国語1か国語の試問を課する。

2 前項の規定による試問は、筆答及び口頭により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

3 第1項に規定する者に係る提出論文の審査及び試験は、博士後期課程及び博士課程における論文の審査及び試験と同一の手続による。

第15条 本研究科の博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者又は本研究科の博士課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条第1項に規定する学識確認のための試問を免除することができる。

第6の2 国際連携教育課程に関する特例

第15条の2 第2条から前条までに定めるもののほか、京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻における国際連携教育課程の編成及び実施については、当該専攻にかかる大学間交流協定の定めるところによるものとする。

第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第16条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第63条第1項の規定による特別聴講学生、同条第2項の規定による特別研究学生又は同条第3項の規定による特別交流学生として入学を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、昭和30年7月19日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

京都大学大学院医学研究科規程の一部改正について

改正理由：京都大学大学院医学研究科に京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻を設置するため、
 所要の改正を行うもの。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第 1 専攻</p> <p>第 1 条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学専攻 医科学専攻 社会健康医学系専攻 人間健康科学系専攻</p> <p>(中 略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 論文等の審査、課程修了の認定等</p> <p>第 1 2 条～第 1 5 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 外国学生、委託生、科目等履修生、 聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び 特別交流学生</p> <p>第 1 6 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 専攻</p> <p>第 1 条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学専攻 医科学専攻 社会健康医学系専攻 人間健康科学系専攻 <u>京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 論文等の審査、課程修了の認定等</p> <p>第 1 2 条～第 1 5 条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 の 2 国際連携教育課程に関する特例</u></p> <p><u>第 1 5 条の 2 第 2 条から前条までに定めるもの のほか、京都大学・マギル大学ゲノム医学国際 連携専攻における国際連携教育課程の編成及び 実施については、当該専攻にかかる大学間交流 協定の定めるところによるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 外国学生、委託生、科目等履修生、 聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び 特別交流学生</p> <p>第 1 6 条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

教授会規程等目次

1. 医学研究科・医学部の管理運営に関する規程	1
2. 医学研究科医学教授会並びに医学部教授会内規	3
3. 医学研究科会議内規	4
4. 医学研究科運営委員会要項	5

医学研究科・医学部の管理運営に関する規程

(平成7年1月26日教授会決定)

(目的)

第1条 この規程は、医学研究科及び医学部がそれぞれ部局となることに鑑み、両部局の円滑な管理運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(医学研究科医学教授会の構成)

第2条 医学研究科医学教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 医学研究科基幹講座の教授
- 二 医学部附属病院及び医学研究科附属施設の教授
- 三 その他、医学研究科医学教授会が必要と認めた者

(医学部教授会の構成)

第3条 医学部教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 医学研究科専任講座・基幹講座の教授
- 二 医学部附属病院及び医学研究科附属施設の教授
- 三 その他、医学部教授会が必要と認めた者

(医学研究科医学教授会の管掌事項)

第4条 医学研究科医学教授会の管掌事項は次のとおりとする。

- 一 研究科長の選考に関すること。
- 二 評議員の選考に関すること。
- 三 附属施設長の選考に関すること。
- 四 研究科の教員人事に関すること。(定員内の教員を除く。)
- 五 研究科の組織の改廃の基本的事項に関すること。
- 六 研究科の諸規程の制定、改廃の基本的事項に関すること。
- 七 研究科の予算に関すること。
- 八 その他研究科の運営に関すること。

(医学部教授会の管掌事項)

第5条 医学部教授会の管掌事項は次のとおりとする。

- 一 附属病院長の選考に関すること。
- 二 学部の教員人事に関すること。(定員内の教員を除く。)
- 三 学部の組織の改廃の基本的事項に関すること。
- 四 学部の諸規程の制定、改廃の基本的事項に関すること。
- 五 学部の予算に関すること。
- 六 学部の入学者の選抜及び学生の身分に関すること。
- 七 学部の教育課程に関すること。
- 八 その他学部の運営に関すること。

(医学研究科長、医学部長)

第6条 医学研究科長候補者は、医学研究科医学教授会で選出する。

- 2 選出は、「京都大学医学研究科長選考内規」によるものとする。
- 3 前項により選出された医学研究科長候補者は、医学部長を兼ねるものとする。
(医学研究科医学教授会、医学部教授会の開催等)

第7条 医学研究科医学教授会及び医学部教授会は、一括して開催する。

- 2 評議員その他の委員会等委員の選出にあたっては、医学研究科及び医学部は単一の選出母体とする。
- 3 議長は、医学研究科長があたる。
(各種委員会等)

第8条 医学研究科医学教授会及び医学部教授会は、必要に応じて各種の委員会等を設置することができる。

- 2 前項の委員会等は、医学研究科医学教授会及び医学部教授会で審議すべき事項をあらかじめ検討し、原案を作成することを任務とする。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科の管理運営において、この規程によって処理しえない案件が生じた場合には、医学部の定めを準用する。
- 3 第5条第1号の評議員の選考に関しては、医学研究科医学教授会及び人間健康科学系専攻教授会議で、それぞれ評議員候補者1名を選考し、医学部教授会で決定する。
- 4 第5条第2号の附属病院長の選考に関しては、医学研究科医学教授会で附属病院長候補者1名を選考し、医学部教授会で決定する。
- 5 第7条第1項の規定は、人間健康科学科に大学院が設置されるまでの間、適用しない。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に発議された定員内教員の人事については、改正後の第4条第4項及び第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医学研究科医学教授会並びに医学部教授会内規

(平成7年3月23日教授会決定)

第1条 医学研究科・医学部の管理運営に関する規程に基づき医学研究科並びに医学部にそれぞれ教授会を置く。

第2条 医学研究科医学教授会並びに医学部教授会(以下「教授会」という。)は、医学研究科長必要と認めたとき又は、教授会構成員3名以上の要求があったとき開催する。

第3条 医学研究科長は、教授会に附議する事項等を事前に構成員に書面をもって通知しなければならない。医学研究科長に事故があるときは、医学教授会選出の評議員がこれを行う。

第4条 教授会は、外国出張(研修を含む)中及び休職中の者を除く過半数の出席により成立し、審議事項は、出席者の過半数により決する。ただし、議決の方法等が別に定められている審議事項はこの限りではない。

第5条 審議された事項は、毎回教授会議事録に登載し承認を得る。

第6条 教授会に関する事務は、医学研究科事務部が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 明治35年8月9日制定の京都大学医学部教授会内規は廃止する。
- 3 教授会において、この内規各項によって処理し得ない案件が生じた場合は、当分の間、従前からの教授会の定めを準用する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

医学研究科会議内規

(平成7年3月23日研究科会議決定)

第1条 医学研究科会議（以下「研究科会議」という。）は基幹講座、協力講座、医学部附属病院、医学研究科附属施設の教授、及び、研究科会議が別に定める教授をもって構成する。

第2条 研究科会議は、医学研究科長が必要と認めたとき又は、研究科会議構成員3名以上の要求があったとき開催する。

2 医学研究科長に事故があるときは、医学研究科選出の評議員が代理する。

第3条 研究科会議は、次の事項を審議する。

- 一 入学者の選抜に関する事。
- 二 学生の身分に関する事。
- 三 教育課程に関する事。
- 四 授業及び研究指導の担当に関する事。
- 五 学位授与の資格審査に関する事。
- 六 名誉博士の称号授与の提案に関する事。
- 七 研究科会議の構成に関する事。
- 八 その他、研究科に関する重要な事。

ただし、医学研究科医学教授会で管掌する事項は除く。

第4条 医学研究科長は、研究科会議に附議する事項等を事前に構成員に書面をもって通知しなければならない。

第5条 研究科会議は、外国出張中及び休職中の者を除く過半数の出席により成立し、審議事項は、出席者の過半数により決する。ただし、議決の方法等が別に定められている審議事項は、この限りではない。

第6条 医学研究科長は、必要に応じて各種の委員会等を置くことができる。

第7条 研究科会議は、研究科会議の構成員の一部の者で構成される代議員会等を置き、代議員会等の議決をもって、研究科会議の議決とすることができる。

2 前項に定める代議員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 審議された事項は、毎回研究科会議議事録に登載し承認を得る。

第9条 研究科会議に関する事務は、医学部事務部が行う。

附 則

1 この内規は、平成7年4月1日から施行する。

2 昭和30年7月1日から施行の京都大学大学院医学研究科会議内規は廃止する。

3 研究科会議において、この内規各項によって処理し得ない案件が生じた場合は当分の間、従前からの研究科会議の定めを準用する。

[中間の改正内規の附則は、省略した。]

附 則

この内規は、平成23年6月1日から施行する。

医学研究科運営委員会要項

- 一、医学研究科会議に医学研究科運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 二、委員会は次の各号に掲げる事項について検討する。
 - （１）入学者の選抜に関する事。
 - （２）学生の身分に関する事。
 - （３）カリキュラム等教育に関する事。
 - （４）奨学生の選考に関する事。
 - （５）和風会奨学金に関する事。
 - （６）その他医学研究科に関する事。
- 三、委員会は医学研究科会議の構成員のうち、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - （１）副研究科長 1名
 - （２）医学専攻、医学部附属病院及び附属研究施設の教授 6名
 - （３）社会健康医学系専攻の教授 1名
 - （４）ウイルス・再生医科学研究所の教授 2名
 - （５）iPS細胞研究所の教授 1名
 - （６）放射線生物研究センターの教授 1名
 - （７）教育制度委員会委員
 - （８）選定委員会委員長
 - 2 前項第（１）号の委員の選出は研究科長の指名による。
 - 3 第1項第（２）号から第（６）号までの委員の選出は現委員の推薦による。
 - 4 第1項第（２）号から第（６）号までの委員の任期は2年とする。補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 第1項第（１）号、第（７）号及び第（８）号の委員の任期はその職にある期間とする。
- 四、委員会に委員長を置く。
 - 2 委員長は、委員の互選によって定め、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 委員長は委員会を招集し、議長となる。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
 - 5 委員会は、委員（外国出張中及び休職中の者を除く。）の過半数が出席しなければ、開催することができない。

附 則

この要項は、昭和54年5月31日から施行する。

[中間の改正要項の附則は、省略した。]

この要項は、平成28年10月1日から施行する。